

安芸市障がい者活躍推進計画

機関名	安芸市
任命権者	安芸市長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
安芸市における障害者雇用に関する課題	本市において、これまでも障がい者を対象とした採用活動を行ってきたが、応募がない、または内定者の辞退等により平成30年度以降新たな採用にはいたっていない。また、平成30年度から臨時職員の雇用形態を見直したことにより、障害者雇用率の算定対象となる常時勤務する職員が増加したため、令和元年6月1日時点での法定雇用率は未達成となっている。 計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した職員が自身の能力を十分に発揮できるように体制整備等を行う必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	（各年度）6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）任免状況の通報による把握及び進捗管理
② 定着に関する目標	（各年度）合理的配慮が不十分なことによる不本意な離職者を生じさせない （評価方法）任免状況の通報による把握および進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活員の選任義務の有無にかかわらず障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等による従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定および創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては障がい者からの要望をふまえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。